

平成 24 年 12 月 18 日

三重県議会議長 山本 教和 様

議員報酬及び政務調査費に関する  
検討ワーキンググループ  
座長 日沖 正信

## 政務調査費に関する検討結果報告書

本ワーキンググループに検討を求められました事項のうち、政務調査費に関する検討結果について、下記のとおり報告いたします。

### 記

今回の報告は、「議員報酬等に関する在り方調査会」からの政務調査費に関する当面の改善策と提言への対応、及び地方自治法の改正に伴う「三重県政務調査費の交付に関する条例」改正素案について報告するものである。

なお、ガイドラインの改正案等については、引き続き、本ワーキンググループで検討のうえ、改めて報告する予定である。

#### 1 調査会からの当面の改善策と提言への対応について

##### (1) 会派分と議員分の配分

会派が、会派分と議員分の区分を決定できるようにする制度については、会派の役割を重視してこれを採用すべきとの意見と、配分割合は議会で一律であるべきとの意見があった。

協議を重ねた結果、現行制度で特に大きな問題がないことから、制度変更による新たな事務負担も考慮し、当面は現行どおりとすることとした。

今後、全国状況等も見ながら、さらに議論を深めていくことが必要である。

##### (2) 政務調査活動の成果

多額の公金の交付を受ける以上、目的や成果を説明すべきことは当然であるが、内容によってはすぐに成果が出ない場合や個々に成果を示すことが難

しい場合もあり、また、この事務処理に多くの時間を費やすことになれば、本来の議員活動に影響が出るのではないかとの意見もあった。

このようなことから、施行規程に定める様式（実施概要報告書や旅費等支出計算書等）は現行のもので役割を果たしており変更しないこととするが、議員によって記載の丁寧さが異なることから、目的や成果が十分伝わるようにガイドラインの運用の中で議員や会派が分かりやすく記載できるよう、その表現を検討する。

### (3) 情報公開と説明責任

収支報告書及び証拠書類をすべて議会図書室で閲覧に供している中で、ホームページではどこまで公開すれば説明責任が果たせるのかということであり、議会としての統一的な公開内容としては、会派及び議員別の収支報告額及び返還額の総額等を公開している現状どおりでよいと考える。

また、議員個々による情報発信については、議員によってその形態がさまざまであることから、それぞれがホームページや広報紙などによる自発的な情報公開に努めるべきである。

なお、今回の法改正で議長による「使途の透明性の確保」が規定されたことから、この点については、議長においてしかるべくご検討いただきたい。

### (4) 事務の煩雑さ

現行のガイドラインでも規定されている事務局への定期的な相談が徹底されておらず、1年分をまとめて処理しようとするなど事務の煩雑さや負担感の一因となっている。このような点を踏まえ、事務を軽減し、効率化を行うためには、会派を中心にいっそう努力することが必要である。

このことから、議員分、会派分とも会派が取りまとめて3か月ごとに事務局に相談するようガイドラインを改正すべきである。（改正案については、その他の改正部分と併せて、改めて報告する予定である。）

### (5) 政務調査費の使われ方（2割程度の減額を検討）

従来の2割程度の返還率は平均値であって、議員による個人差が大きいこと、残額は返還する制度であること、さらに法改正により制度が変わることも考慮すれば、交付金額は、当面、現状どおりとすべきであるとの結論に至った。

なお、議論の中では「減額すべき」との意見もあり、「会派分 10万円、議

員分 13 万円」という具体的な金額の提案もあった。また、条例本則は現状どおりとし、その後、社会経済情勢や県の財政状況等を考慮して政治的判断をすべきとの意見もあったので申し添える。

(6) 三重県議会基本条例と政務調査費の意義づけ（支給対象を会派のみに）

会派分の必要性については、今日の議会活動において会派が重要な位置を占めていることや、いわゆる「第二の報酬」との批判を受けないためにも、会派にウエイトを置くほうが県民の理解を得やすいことなどが指摘された。

一方、議員分については、議員は個人として選挙で県民の評価を受けており個人が重要な存在であることや、議員活動の基礎となる部分として必要であることなどが指摘された。

この提言は、三重県議会においては「政務」の意味を会派の政策形成機能と意義付けたうえで、将来的には支給対象を会派のみとしてはどうかというものであり、今後の課題として、しかるべき場で議論していただきたい。

2 「三重県政務調査費の交付に関する条例」(改正素案)について

地方自治法の改正に伴って必要となる「三重県政務調査費の交付に関する条例」の改正については、現行条例の規定を基本としながら、改正が必要となる条項について、全国都道府県議会議長会から示された条例例等を参考として、別添のとおり改正素案を作成した。

主な改正点は、次のとおりである。

- (1) 交付の趣旨に、現行の「調査研究」に加え、「その他の活動」を追加する。  
(第 1 条)
- (2) 政務活動費を充てることのできる経費の範囲を定める規定を新設し、その経費の内容を別表で規定する。(第 2 条)
- (3) 議長による透明性の確保に関する規定を新設する。(第 14 条)
- (4) 政務活動費としての適用は平成 25 年 4 月 1 日からとし、平成 25 年 3 月分は政務調査費として扱うための経過措置を講じる。(附則)
- (5) その他、「政務調査費」を「政務活動費」に改めるなど、規定を整備する。
- (6) 合わせて、「三重県議会基本条例」の規定を整備するための所要の改正を行う。(附則)

なお、「条例施行規程」は、条例の委任に基づき議長において定めるものであるが、条例改正に伴って改正の必要が生じるので、参考として改正素案を添付した。

主な改正点は、次のとおりである。

- (1) 使途基準として、「支出科目及び主な例」を別表で規定する。(第5条別表)
- (2) 事務手続き上必要な様式を整備する。
- (3) 政務調査費として交付を受けた分については、平成25年3月1日以降も政務調査費として収支報告やその修正ができるよう、適用例外の規定を置く。(附則)
- (4) その他、「政務調査費」を「政務活動費」に改めるなど、規定を整備する。